

# 公立大学法人札幌市立大学教員の任期に関する規程

平成18年4月1日

平成18年規程第24号

改正 平成20年規程第7号

改正 平成30年規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第5条第1項及び第2項並びに公立大学法人札幌市立大学教職員就業規則（平成18年規則第16号。以下「就業規則」という。）第12条の規定に基づき、公立大学法人札幌市立大学（以下「法人」という。）の教員人事の活性化を図ることを目的として、教員の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定める組織等)

第2条 任期を定めて任用を行う教育研究組織等は、別表に定めるとおりとする。

(同意)

第3条 任期を定めて任用する場合は、文書により、当該任用される者の同意を得なければならない。

(再任の手続)

第4条 理事長は、再任の可否を決定するに際しては、就業規則第9条第1項に規定する評定によるものとする。

2 理事長は、任期満了の日の5か月前までに教員に対し再任の可否について通知しなければならない。また、再任を希望しない教員は、当該通知の受領後、速やかにその旨を申し出なければならない。

3 再任されなかった教員は、法人の定める機関に対し異議を申し立てることができる。

(規程の公表)

第5条 この規程を制定又は改廃したときは、ホームページ等により公表し、広く周知を図るものとする。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成18年規程第24号)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 就業規則第17条第1項の規定に基づき休職を命ぜられた教員並びに就業規則第46条第1項及び第47条第1項の規定に基づき育児休業及び介護休業を取得した教員の任期の取扱いについては、別に定める。

附 則 (平成20年規程第7号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年規程第5号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年7月1日から施行する。ただし、この規程の施行の日に改正前の規程に基づき任期を定めて任用されている教員の再任に関する事項について「再任可。ただし、2回を限度とする。」とされた対象職位の教員については、再任に関する事項を「再任可」とするものとする。

別 表

対象教育研究組織 の名称	対象職位	任期	再任に関する事項
デザイン学部 デザイン学科	教授	5年	再任可
	准教授	5年	再任可
	講師	5年	再任可。
	助教及び 助手	5年。た だし、助 教及び助 手の期間 を通算す るものと する。	再任可。ただし、1回を限度と する。
看護学部 看護学科	教授	5年	再任可
	准教授	5年	再任可
	講師	5年	再任可。
	助教及び 助手	5年。た だし、助 教及び助 手の期間 を通算す るものと する。	再任可。ただし、1回を限度と する。